

○東京都市町村職員退職手当組合職員に対する児童手当の認定及び支給に関する事務の取扱いに関する規則

(昭和61年6月27日
規則第2号)

(目的)

第1条 この規則は、東京都市町村職員退職手当組合職員（以下「職員」という。）に対する児童手当の認定及び支給事務の取扱いに関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(通則)

第2条 職員に対する児童手当の認定及び支給については、児童手当法（昭和46年法律第73号。以下「法」という。）児童手当法施行令（昭和46年政令第281号）及び児童手当法施行規則（昭和46年厚生省令第33号）に定めるところによるものとする。

(児童手当支給状況報告書の提出)

第3条 事務局長は、法第8条第4項に規定する支払期月の翌月の15日までに、前支払期月の翌月からその支払期月までの間における児童手当の支給状況についての報告書を管理者に提出しなければならない。

(報告書の徴収等)

第4条 管理者は、認定及び支給事務の適正を期するため必要があると認めるときは、事務局長に対して当該事務の状況について報告を求め、指示を行い、又は、監査を行わせるものとする。

(支払日)

第5条 法第8条第4項に規定する児童手当の支払日は、当該支払期月の給料の支払日とする。

2 法第8条第4項ただし書に規定する児童手当の支払日は、各月の給料の支払日とする。

(実施細目)

第6条 この規則に定めるもののほか、必要な事項は管理者が別に定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行し、昭和61年6月1日から適用する。